

桑名市行政改革推進本部設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市行政改革推進本部設置規程等の一部を改正する訓令  
(桑名市行政改革推進本部設置規程の一部改正)

第1条 桑名市行政改革推進本部設置規程(平成16年桑名市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「政策創造課長」を「グリーン資産創造課長」に改める。

第6条第2項中「総務部長」を「市長公室長」に改める。

第7条第3項中「理事(防災・GX戦略・企業誘致担当)」を「市長公室長」に、「グリーン資産創造課長」を「政策創造課長」に改める。

第8条中「グリーン資産創造課」を「政策創造課」に改める。

別表中「

ブランド推進課、市民会館	1
--------------	---

」を「

ブランド推進課	1
---------	---

」に、「

地域コミュニティ課、女性活躍・多文化共生推進室	1
-------------------------	---

」を「

地域コミュニティ課	1
-----------	---

」に、「

生涯学習・スポーツ課、くわなメディアライヴ事務局、ながしま遊館事務局、パブリックセンター、中央図書館	1
--	---

」を「

生涯学習課、くわなメディアライヴ事務局、ながしま遊館事務局、パブリックセンター、中央図書館	1
---	---

スポーツ振興課	1
---------	---

」に、「

観光課	1
-----	---

」を「

観光課、市民会館	1
----------	---

」に改め、同表コロナワクチン接種課の項を削り、同表中「

子ども未来課、保育支援室	1
--------------	---

」を「

子ども未来課	1
--------	---

幼保支援課	1
-------	---

」に、「

都市管理課、建築営繕室	1
-------------	---

都市整備課、建築審査室	1
-------------	---

土木課、用地監理室	1
-----------	---

アセットマネジメント課	1
-------------	---

」を「

土木管理課、用地監理室	1
-------------	---

土木課	1
-----	---

アセットマネジメント課	1
-------------	---

都市計画課、建築審査室	1
都市管理課	1
」に、「	
会計管理室	1
」を「	
会計ファンドマネジメント室	1

」に改める。

(事務改善奨励に関する規程の一部改正)

第2条 事務改善奨励に関する規程(平成16年桑名市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項、第8条、様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「グリーン資産創造課」を「政策創造課」に改める。

(桑名市事故防止対策委員会設置要綱の一部改正)

第3条 桑名市事故防止対策委員会設置要綱(平成16年桑名市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「都市整備部長」を「都市創造部長」に改める。

(桑名市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部改正)

第4条 桑名市会計管理者事務の専決等に関する規程(平成16年桑名市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「会計管理室長」を「会計ファンドマネジメント室長」に改める。

第3条の見出し中「会計管理室長専決事項」を「会計ファンドマネジメント室長専決事項」に改め、同条中「会計管理室長」を「会計ファンドマネジメント室長」に改める。

第5条第1項中「会計管理室長」を「会計ファンドマネジメント室長」に、「会計管理室長補佐」を「会計ファンドマネジメント室長補佐」に改める。

(桑名市専決規程の一部改正)

第5条 桑名市専決規程(平成16年桑名市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項グリーン資産創造課の表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項を4の項とする。

別表第2個別専決事項政策創造課の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、同表に次のように加える。

3 行政評価に関すること。		重要	やや重要	輕易
4 パブリックトランスフォーメーションの推進に関すること。	特に重要	重要	やや重要	輕易
5 公民連携による事業の企画、調整及び推進に関すること。		重要	やや重要	輕易

別表第2個別専決事項ブランド推進課の表2の項を次のように改める。

2 多文化共生の推進に関すること。		重要	やや重要	輕易
-------------------	--	----	------	----

別表第2個別専決事項ブランド推進課の表3の項、4の項及び5の項を削る。

別表第2個別専決事項地域コミュニティ課の表に次のように加える。

5 男女共同参画施策の総合計画、調整及び推進に関すること。		重要	やや重要	輕易
6 女性活躍推進に関すること。		重要	やや重要	輕易

別表第2個別専決事項生涯学習・スポーツ課の表欄外中「生涯学習・スポーツ課」を「生涯学習課」に改め同表4の項から9の項までを削る。

別表第2個別専決事項ながしま遊館事務局の表の次に次の1表を加える。

スポーツ振興課

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 体育関係団体との連絡調整				○

2	スポーツのための体育施設の使用許可				○
3	定例的なスポーツ開放のための学校施設の使用許可				○
4	体育施設の運営に係る事項の処理			重要	軽易
5	施設設備の保管				○
6	施設器具の貸出し				○

別表第2個別専決事項観光課の表2の項を5の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	文化団体の指導に関すること。			重要	軽易
3	文化資料の収集、保存及び整理に関すること。				○
4	文化資料の貸出しに関すること。				○

別表第2個別専決事項コロナワクチン接種課の表を削る。

別表第2個別専決事項子ども未来課の表の次に次の1表を加える。

幼保支援課

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業に関すること。	特に重要	重要	やや重要	軽易
2 児童措置費委託料の支出負担行為			○	
3 児童措置費施設型給付費の支出負担行為			○	
4 児童措置費子育てのための施設等利用給付費の支出負担行為			○	
5 保育所給食管理運営費需用費の支出負担行為				○

別表第2個別専決事項子ども総合センターの表第7の項を削り、第8の項を第7の項とし、第9の項を第8の項とし、第10の項を第9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	困難な問題を抱える女性への支援に関すること。				○
----	------------------------	--	--	--	---

別表第2個別専決事項子ども総合センターの表中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同表の次に次の1表を加える。

土木管理課

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 国及び県関係機関への要望に関すること。			重要	軽易
2 各種期成同盟会に関する事務を処理すること。			重要	軽易

別表第2個別専決事項都市管理課の表及び都市整備課の表を削る。

別表第2個別専決事項アセットマネジメント課の表の次に次の2表を加える。

都市計画課

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 土地区画整理組合の指導				○
2 景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出及び勧告等に関すること。			○（勧告）	○（勧告以外）
3 三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）に関する許可等			○（勧告）	○（勧告以外）
4 建築物等に係る定期報告				○
5 建築物に係る工事の安全上の措置等				○

6	建築審査会の同意、都市計画審議会の議を必要とする許可、認定及び指定又は屋外広告物審議会の議を必要とする指定等			○	
7	建築審査会の同意を得た又は同意を必要としない許可、認可、認定、承認及び指定				○
8	建築審査会の開催、同意及び審査請求			○	
9	公開による意見の聴取の実施			○	
10	違反建築物に対する命令、勧告、措置等			○	
11	違反建築物に対する行政指導及び状況報告				○
12	桑名市モーテル類似旅館建築規制条例(平成16年桑名市条例第155号)による審査会の開催及びモーテル類似旅館に対する申請審査、指導等			○	
13	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく認定審査、指導等				○
14	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく建築物に係る届出審査、指導等				○
15	桑名市開発行為に関する指導要綱(平成22年桑名市告示第59号)に基づく事前協議願、協議願	5ヘクタール以上	5ヘクタール未満		
16	桑名市開発行為に関する指導要綱に基づく協議応諾書		0.3ヘクタール以上	0.3ヘクタール未満	
17	開発行為の許可(変更許可)及び通知			○	
18	開発行為の工事完了検査、検査済証の交付及び完了公告			○	
19	都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく承認及び届出の受理				○
20	都市計画法第43条に基づく建築の許可及び確認			○	
21	開発登録簿の調製等				○
22	違反開発行為等の是正、監督処分及び指導	特に重要	重要		軽易
23	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の適合証明の交付				○
24	三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41号)に関する確認及び届出			○	
25	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定による許可等			○	
26	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地及び優良住宅の認定等				○

都市管理課

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 市営住宅入居者の公募及び決定			○	
2 市営住宅管理人の委嘱及び解嘱				○
3 市営住宅の明渡し請求			○	
4 市営住宅の模様替等の承認				○
5 市営住宅の使用権の承継の承認及び同居の承認				○

6 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく対策計画、協議会及び指導等に関すること。	特に重要	重要	やや重要	軽易
7 市有建築物の営繕に関すること。				

別表第3 女性活躍・多文化共生推進室の表、保育支援室の表、建築営繕室の表及び建築審査室の表を削り、別表第3 用地監理室の表の次に次の1表を加える。

建築審査室

事項	決裁区分			
	市長	専決者		
		副市長	部長	課長
1 建築物等に係る確認、検査及び認定			建築主事の任命を受けた者	
2 建築統計の報告				○
3 建築計画概要書等閲覧の承認及び停止				○
4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく建築物に係る認定審査、指導等				○
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物に係る認定審査、指導等				○
6 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)に基づく建築物に係る協議審査、指導等				○
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定審査、指導等				○
8 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく低炭素建築物の認定審査、指導等				○
9 桑名市中高層建築物等の建築及び築造に係る紛争の予防に関する条例(平成17年桑名市条例第15号)に関する届出審査、指導等				○

(桑名市文書等管理規程の一部改正)

第6条 桑名市文書等管理規程(平成16年桑名市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 文書整理記号表中「

ブランド推進課	ブ
桑名市博物館	博
秘書広報課	秘

」を「

秘書広報課	秘
ブランド推進課	ブ

」に改め、女性活躍・多文化共生推進室の項を削り、生涯学習・スポーツ課の項中「生涯学習・スポーツ課」を「生涯学習課」に改め、同表長島ふれあい学習館の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	ス振
---------	----

別表第1文書整理記号表観光課の項の次に次のように加える。

桑名市博物館	博
--------	---

別表第1文書整理記号表コロナワクチン接種課の項、保育支援室の項、厚生館保育所の項、厚生館別館保育所の項、深谷保育所の項、桑陽保育所の項、城東保育所の項、深谷北保育所の項、多度保育所の項及び長島中部保育所の項を削り、同表深谷北児童センターの項の次に次のように加える。

幼保支援課	幼
厚生館保育所	幼厚
厚生館別館保育所	幼別
深谷保育所	幼深
桑陽保育所	幼桑
城東保育所	幼城
深谷北保育所	幼北
多度保育所	幼多
長島中部保育所	幼長

別表第1文書整理記号表中「

都市管理課	都管
建築営繕室	都管建
都市整備課	都
建築審査室	都建
土木課	土
用地監理室	土用

」を「

土木管理課	土管
用地監理室	土管用
土木課	土

」に改め、同表アセットマネジメント課の項の次に次のように加える。

都市計画課	都
建築審査室	都建
都市管理課	都管

別表第1文書整理記号表会計管理室の項中「会計管理室」を「会計ファンドマネジメント室」に改める。

(桑名市公印規程の一部改正)

第7条 桑名市公印規程(平成16年桑名市訓令第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)職印の表25の項中「都市整備課」を「都市計画課」に改め、「並びに空家関連法令」を削り、同表28の項及び47の項中「会計管理室」を「会計ファンドマネジメント室」に改め、同表53の項中「都市整備課」を「都市計画課」に改める。

(桑名市人権啓発推進本部設置要綱の一部改正)

第8条 桑名市人権啓発推進本部設置要綱(平成16年桑名市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「総務部、監査委員事務局、グリーン資産創造課」を「市民環境部(地域コミュニティ局)、議会事務局、防災・危機管理課(危機管理室を含む。)、スマートシティ推進課」に改め、同項第3号中「市民環境部(地域コミュニティ局)、議会事務局、防災・危機管理課(危機管理室を含む。)、スマートシティ推進課」を「市長公室、会計ファンドマネジメント室、消防本部」に改め、同項第6号中「都市整備部」を「社会基盤整備部、都市創造部」に改め、同項第7号中「市長公室、会計管理室、消防本部」を「総務部、監査委員事務局、グリーン資産創造課」に改める。

第12条第2項第2号中「総務部総務課」を「市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課」に改め、同項第3号中「市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課」を「市長公室ブランド推進課」に改め、同項第7号中「市長公室政策創造課」を「総務部総務課」に改める。

別表第1委員の部統括監の項を削り、同部理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）の項中「理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（防災・危機管理担当）」に改め、同項の次に次のように加える。

理事（GX戦略・企業誘致担当）
-----------------

別表第1委員の部都市整備部長の項中「都市整備部長」を「社会基盤整備部長」に改め、同部都市整備部理事の項中「都市整備部理事」を「都市創造部長」に改める。

別表第3生涯学習・スポーツ課の項中「生涯学習・スポーツ課」を「生涯学習課、スポーツ振興課」に改め、同表子ども未来課の項中「子ども未来課」の次に「、幼保支援課」を加え、同表コロナワクチン接種課の項を削り、同表都市整備課の項中「都市整備課」を「都市計画課」に改め、同項の次に次のように加える。

土木管理課	1
-------	---

別表第3会計管理室の項中「会計管理室」を「会計ファンドマネジメント室」に改める。  
(桑名市入札参加資格審査会規程の一部改正)

第9条 桑名市入札参加資格審査会規程（平成16年桑名市訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「統括監」を「副市長」に改め、同条第3項中「都市整備部長」を「社会基盤整備部長、都市創造部長」に改め、「、都市整備部理事、グリーン資産創造課長」を削り、「都市管理課長、土木課長」を「土木課長、都市管理課長」に改める。

(桑名市防災行政用無線管理運用規程の一部改正)

第10条 桑名市防災行政用無線管理運用規程（平成16年桑名市訓令第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（防災・危機管理担当）」に改める。

(桑名市男女共同参画推進本部要綱の一部改正)

第11条 桑名市男女共同参画推進本部要綱（平成17年桑名市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課女性活躍・多文化共生推進室」を「市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課」に改める。

別表第1本部会の表統括監の項を削り、同表理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）の項中「理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（防災・危機管理担当）」に改め、同項の次に次のように加える。

理事（GX戦略・企業誘致担当）
-----------------

別表第1本部会の表都市整備部長の項中「都市整備部長」を「社会基盤整備部長」に改め、同表都市整備部理事の項中「都市整備部理事」を「都市創造部長」に改める。

別表第2幹事会の表生涯学習・スポーツ課長の項中「生涯学習・スポーツ課長」を「生涯学習課長」に改め、同項の次に次のように加える。

スポーツ振興課長
----------

別表第2幹事会の表子ども未来課長の項の次に次のように加える。

幼保支援課長
--------

別表第2幹事会の表都市整備課長の項中「都市整備課長」を「土木管理課長」に改め、同表土木課長の項中「土木課長」を「都市計画課長」に改める。

(桑名市危機管理推進会議設置規程の一部改正)

第12条 桑名市危機管理推進会議設置規程（平成19年桑名市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「統括監」を「理事（防災・危機管理担当）」に改める。

(桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部要綱の一部改正)

第13条 桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部要綱（平成27年桑名市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表本部員の部統括監の項を削り、同部理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）の項中「理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（防災・危機管理担当）」に改め、同項の次に次のように加

える。

理事（GX戦略・企業誘致担当）

別表本部員の部都市整備部長の項中「都市整備部長」を「社会基盤整備部長」に改め、同部都市整備部理事の項中「都市整備部理事」を「都市創造部長」に改める。

（桑名市公共施設・資産マネジメント推進本部要綱の一部改正）

第14条 桑名市公共施設・資産マネジメント推進本部要綱（平成27年桑名市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（GX戦略・企業誘致担当）」に、「都市整備部長」を「社会基盤整備部長」に改める。

別表第1本部員の項中「統括監、理事（防災・GX戦略・企業誘致担当）」を「理事（防災・危機管理担当）、理事（GX戦略・企業誘致担当）」に、「都市整備部長、都市整備部理事」を「社会基盤整備部長、都市創造部長」に改める。

別表第2ハコモノ部会の項中「生涯学習・スポーツ課長」を「生涯学習課長、スポーツ振興課長」に、「子ども未来課長」を「幼保支援課長」に改め、「建築営繕室長」を削り、同表インフラ部会の項中「都市整備課長」を削り、「土木課長」の次に「アセットマネジメント課長」を加え、同表資産活用部会の項中「都市整備課長、建築審査室長、土木課長」を「都市計画課長、都市管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。